

平成30年7月5日からの大雨により被災されたお客さま等に対する
電気料金その他の特別措置について（対象地域の追加）

平成30年7月5日からの大雨により被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨の影響により災害救助法が適用された地域、およびこれらに隣接する地域において、家屋損壊および床上浸水などの被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には電気料金等の特別措置を講ずることとしておりますが（平成30年7月10日、7月13日、7月17日お知らせ済み）、このたび、災害救助法の適用地域が追加されたことを受け、当該地域および隣接する地域においても同様の措置を講ずるため、本日、「特定小売供給約款以外の供給条件」および「託送供給等約款以外の供給条件」として経済産業大臣に申請を行い、同日、認可されました。

<当社と電気のご契約をいただいているお客さま>

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

〔島根県〕
おおちぐんかわもとまち
邑智郡川本町

【上記市町村に隣接する地域】

〔島根県〕
おおだし ごうつし おおちぐんおおなんちよう おおちぐんみさとちよう
大田市、江津市、邑智郡邑南町、邑智郡美郷町

注。邑智郡川本町および大田市、江津市、邑智郡邑南町については、既に申請・認可済み（7月13日お知らせ済み）であるため、このたび、対象地域として追加するのは、邑智郡美郷町のみとなります。

2. 対象のお客さま

「1. 対象地域」において、家屋損壊などの被害に遭われたお客さまで、当社にお申し出をいただいたお客さま

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日*¹の延長

被災されたお客さまの平成30年6月分（支払期日が7月6日以降となるものに限ります。）、7月分および8月分の電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

* 1…支払期日は、検針日から31日目の日

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない場合には、お客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金*²の免除

被災されたお客さまが、被災以降、全く電気を使用されない状況で需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

* 2・・・ 工事費負担金とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、増強したりする場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

(4) 臨時工事費*³の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

* 3・・・ 臨時工事費とは、お客さまからのお申し込みにより、契約期間が1年未満の契約を行う際に、当社の電気設備を新たに設置したり、契約終了後、当該施設を撤去する場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

(5) 基本料金の一部免除

被災されたお客さま*⁴で、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成31年1月末日までは、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

* 4・・・ 基本料金を申し受ける料金メニューをご契約のお客さまに限ります。

(6) 諸工料*⁵の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

* 5・・・ 諸工料とは、お客さまからのお申し込みにより、当社の引込線、計器の取付位置を変更したりする場合等において、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の適用

お客さまからは、最寄りの当社セールスセンターへお申し込みいただくこととしています。

～ 被災されたお客さまからのお問い合わせ先 ～

- ◎ 出雲セールスセンター／出雲市小山町225番地
フリーダイヤル 0120-311-950
- ◎ 浜田セールスセンター／浜田市黒川町129番地の5
フリーダイヤル 0120-312-802

<新電力をはじめとした電力会社さま>

1. 対象地域

【災害救助法が適用された地域】

〔島根県〕

おおちぐんかわもとまち
邑智郡川本町

【上記市町村に隣接する地域】

〔島根県〕

おおだし、ごうつし、おおちぐんおおなんちよう、おおちぐんみさとちよう
大田市、江津市、邑智郡邑南町、邑智郡美郷町

注. 邑智郡川本町および大田市、江津市、邑智郡邑南町については、既に申請・認可済み（7月13日お知らせ済み）であるため、このたび、対象地域として追加するのは、邑智郡美郷町のみとなります。

2. 対象の小売電気事業者

「1. 対象地域」において、家屋損壊などの被害に遭われた電気の使用者を需要者としており、当社にお申し出をいただいた小売電気事業者。

3. 特別措置の内容

（1）接続送電サービス料金等の料金算定日*¹の延長

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、平成30年6月分（支払期日が7月6日以降となるものに限ります。）、7月分および8月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の料金算定日を、各々1カ月間延長します。

*1…料金算定日から31日目の日を支払期日としています。

（2）不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、被災以降、全く電気を使用されない場合には、当該需要者の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金は申し受けません。

（3）工事費負担金*²の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、被災以降、全く電気を使用されないで契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

*2…工事費負担金とは、小売電気事業者からのお申し込みにより、当社の電気設備を新たに設置したり、増強したりする場合等において、小売電気事業者にご負担いただく費用をいいます。

（4）臨時工事費*³の免除

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、需要者が、平成31年1月末日までの間、臨時に電気を使用される場合は、臨時工事費は申し受けません。

*3…臨時工事費とは、小売電気事業者からのお申し込みにより、契約期間が1年未満の契約を

行う際に、当社の電気設備を新たに設置したり、契約終了後、当該施設を撤去する場合等において、小売電気事業者にご負担いただく費用をいいます。

(5) 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の一部免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧までに一時使用不能となった場合、平成31年1月末日までは、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は申し受けません。

(6) 諸工料*4の免除

被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、需要者が、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を行う場合は、諸工料は申し受けません。

*4・・・ 諸工料とは、小売電気事業者からのお申し込みにより、引込線、計器の取付位置を変更したりする場合等において、小売電気事業者にご負担いただく費用をいいます。

4. 特別措置の適用

この特別措置の適用を希望される新電力をはじめとした電力会社さまは、当社のネットワークサービスセンターまでお問い合わせください。

～新電力をはじめとした電力会社さまのお問い合わせ先～

◎ 送配電カンパニー ネットワークサービスセンター
広島市中区小網町6番12号 中電工平和大通りビル7階
082-544-2673

以上